東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規

制定 平成28年9月1日

(目的)

第1条 この内規は東京慈恵会医科大学研究者行動規範の「Ⅱ公正な研究 7(研究活動)」 に基づき、研究データの保存等について必要な事項を定め、適正な研究活動を推 進することを目的とする。

(記録)

- 第2条 研究者は実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
 - 2 実験ノートは、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検 証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しな ければならない。
 - 3 研究者は実験ノートを研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
 - 4 研究者は論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、 画像、試料及び装置等(以下「研究データ等」という。)を、後日の利用・検証に 堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては作成者、 作成日時及び属性等を整備し、検索などが可能となるように留意する。

(保存期間)

- 第3条 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。なお、紙媒体の資料等について、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には可能なものはデジタルデータとする等の処理をし、処理した品目、理由、日時を記録した上で廃棄することも可能とする。
 - 2 研究データ等のうち、試料(実験試料、標本)や装置等、所謂「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。但し、保存・保管が本質的に困難なもの(例:不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストがかかるもの(例:生物系試料など)についてはこの限りではない。
 - 3 共同研究等の実施に伴い、外部(本学以外の機関)から研究データ等を受領する場合において、外部との研究データ等の保存期間に関する契約若しくは別途の定めがあるときは、契約等で定められた期間に従う。(但し、その期間が当内規に定める期間より短い場合は当内規に定める期間とする。)
 - 4 保存する研究データ等の中に、法令等により保存期間が規定されているものがある場合は、その法令等の定める期間に従う。但し、その期間が当内規に定める期間より短い場合は当内規に定める期間とする。

(責任)

- 第4条 研究データ等の保存は、それらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・ 管理しなければならない。なお、転出や退職した後も当内規で定める期間は適切 に管理しなければならない。
 - 2 講座担当教授・研究所所長・研究部部長等は、自らの部署の研究者が転出や退職 する際に、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等について次の何れかの措

置をとるものとする。

- ①紙や電子などの記録媒体に複写をとる等により保管する。
- ②研究データ等の所在を確認し追跡可能とする。
- 3 講座担当教授・研究所所長・研究部部長等のいずれかの者が退任する際には後任者に前項の研究データ等を引き渡すものとする。後任者は、これを管理しなければならない。
- 4 学長は、学内の全ての研究者に対し研究倫理教育の一環として当内規に基づく適切な研究データ等の保存・管理について、教育・指導に努めねばならない。

(開示)

第5条 研究者は、本内規に規定する研究データについて、大学から求めがあった場合は速やかに開示しなければならない。

(本内規の改廃等)

第6条 本内規の改廃は研究適正化特別委員会で審議し、学長の承認を得て行う。 (附則)

この内規は、平成28年9月1日から施行する。